

# 令和5年度海津市における障害者就労施設等からの物品等調達方針

令和5年7月1日制定

## 1. 趣旨

この方針は、国等における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

## 2. 用語の意義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## 3. 適用範囲

この調達方針は、市の全ての部署（以下「適用部署」という。）が発注する物品または役務の調達に適用する。

## 4. 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づく事業所・施設等
  - ア. 就労移行支援事業所
  - イ. 就労継続支援事業所
  - ウ. 生活介護事業所
  - エ. 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
  - オ. 地域活動支援センター
  - カ. 小規模作業所
- (2) 障がい者を多数雇用している企業
  - ア. 障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）の特例子会社
  - イ. 重度障害者多数雇用事業所
    - 次の3つの項目、いずれにも該当する事業所
    - ①障がい者の雇用者数が5人以上
    - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
    - ③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障がい者等

ア. 在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

イ. 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

## 5. 調達の対象品目

本市において重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

(1) 物品

- ・食品類
- ・賄材料類
- ・生活雑貨等

(2) 役務

- ・分別作業
- ・回収作業
- ・清掃作業（公園・会館等の施設、公用車など）
- ・軽作業（印刷作業、組立て、折り込み、封入封緘など）

## 6. 調達目標額

令和5年度に本市が達成すべき優先調達の目標は、次のとおりとする。

優先調達目標額 4,700,000円

## 7. 調達の推進方法

- (1) 本市では、障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報の収集を行い、この情報をもとに、各部署に対して障害者就労施設等への優先調達の依頼を行う。
- (2) 本市では、障害者就労施設等に発注可能な物品・役務等を適用部署において検討する。

## 8. 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市において、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、速やかに、市ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績について取りまとめを行い、速やかに市ホームページ等で公表する。

## ・9. 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、健康福祉部社会福祉課とする。